入札説明書

１　公告日：令和５年１０月１２日(木)

２　参加資格の確認

本競争入札の参加希望者は、一般競争入札公告に掲げる参加資格を有することを証明するため、次のとおり一般競争入札参加資格申請書を提出し、発注者から参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者、ならびに参加資格が無いと認められた者は、参加出来ないものとする。

(１) 提出期間：令和５年１０月１２日(木)から令和５年１０月１９日(木)

午前９時から 午後５時まで。

（郵送の場合は、令和５年１０月１９日(木)必着とする。）

(２) 提出場所：三重県鳥羽市鳥羽二丁目１６－８　株式会社　鳥羽産業

(３) 提出方法：申請書の提出は提出場所へ持参するか、もしくは郵送により行なうものとする。

(４) 一般競争入札参加資格通知：令和５年１０月２０ 日(金)までに FAX にて通知する。

(５) 申請書の作成：申請者は内容を了承した上で作成すること。

【申請書類】

ア　一般競争入札参加資格申請書

イ　申立書

ウ　契約に係る指名停止等に関する申立書

エ　不当事項として指摘された委託契約等への関係の有無に係る申立書

オ　その他必要書類

(６) その他

ア　申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ　発注者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ　提出された申請書及び資料は返却しない。

エ　提出期限以降における申請書または資料の差し替え、及び再提出は認めない。

３　参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明

参加資格が無いと認められた者は、発注者に対して参加資格が無いと認めた理由について、次の通り書面（様式は自由）により説明を求めることが出来る。

（１）提出期限：令和５年１０月２３日(月)まで

（２）提出場所：三重県鳥羽市鳥羽二丁目１６-８　株式会社　鳥羽産業

（３）提出方法：書面は提出場所へ持参するか、もしくは郵送により行なうものとする。

４　入札説明書に対する質問

入札説明書に対する質問がある場合は、次のとおりとする。

（１）質問書提出

受領期間：令和５年１０月１９日(木)午後５時まで

場 　 所：三重県鳥羽市鳥羽二丁目１６－８　株式会社　鳥羽産業

提出方法：郵送もしくはFAX による。

FAX：０５９９－２５－２８０８

（２）応答書交付

日 　 時：令和５年１０月２０日(金)まで

方　 法：FAXにより回答。また、弊社ホームページに掲載。

５　入札及び開札の日時及び場所等

入札者は入札公告に従って、指定の日時及び場所に入札書を提出する。

（１）日 時：令和５年１０月３１日(火)１１時

（２）場 所：三重県鳥羽市鳥羽二丁目１６－８　株式会社　鳥羽産業

６　入札方法

次の要項のとおり入札を執り行なう。

【一般競争入札要項】

1　発注者

発注者名：株式会社　鳥羽産業

住 所：三重県鳥羽市鳥羽二丁目１６－８

電 話：０５９９－２５－２８０７

２　委託業務の名称

補助事業名：令和５年度みどりの食料システム戦略緊急対策事業費補助金

（バイオマス地産地消の推進事業）

委託業務名：メタン発酵消化液等現地実証指導・助言委託業務

委託内容：仕様書による

３　委託期間

契約締結日から令和６年２月２２日（木）まで

４　支払条件

契約書による。

５　委託業者の決定方法

一般競争入札心得による。

６　契約

契約書による。

なお、落札した請負者が暴力団等の関係者であることが判明した場合は契約できない。

７　入札書記載金額

（１）入札書に記載する金額は消費税を除いた金額とすること。

（２）契約価格は決定金額に１００分の１１０を乗じた金額とする。

８　指導・助言記録等

（１）日 報

日報をとりまとめ、委託業務完了時に提出すること。

（２）写 真

委託業務の進捗と完成時の写真をアルバムに収め、４部提出すること。

（３）その他

発注者の指示による。

【一般競争入札心得】

１　入札者は、下記の事項に注意し、厳正に入札を行なう。

入札者は入札公告に従って、指定の日時及び場所に入札書を提出する。

２　代理人が入札する時には、入札前に委任状を提出する。

３　入札書には、以下の内容を記入する。

(１) 金額（消費税抜き）

(２) 住所（登記上）・社名・代表者名（商号代表者の肩書、氏名）・代表者印。

なお、代理人が入札書提出時は代理人の記名及び代理人印を押印のこと。（代表者印は不要）

(３) 入札年月日

(４) 宛先 株式会社鳥羽産業　代表取締役　河本　泰洋

４　次の各号に該当する者の入札は、無効または失格とする。

(１) 入札参加資格のない者

(２) 代理人で委任状を提出しない者

(３) 入札に必要事項を記載しない者

(４) 同時に２つ以上の入札書を提出した者

(５) 入札に関して不正な行為を行なった者

(６) 入札の時間に遅れてきた者

５　入札保証金の納付の必要はない。

６　入札の回数は２回までとし、次の方法により請負業者を決定する。

(１)２回以内に予定価格内に達した最低価格者

(２)２回の入札を行なっても予定価格に達しない場合は、最低価格者と話し合いのうえ、予定価格の範囲内で決定する。ただし、話し合いがつかない場合は、再入札もあり得るものとする。

(３) 同額入札書の提出の場合は抽選とする。